

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）に基づく特定中小企業者認定について

この認定は、経済産業大臣が指定する業種（全国的に業況の悪化している業種）に属することにより、経営の安定に支障を生じている市内中小企業者について、湖南省長が認定を行うものです。

※指定業種は四半期ごとに見直されます。

【認定基準】

湖南省内に本店（個人事業主の場合は主たる事業所）があり、かつ、指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること。

【認定申請時の提出書類】

- ・ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ） [2部 押印]
 - ①～③のいずれかを選択して使用
- ・ 売上高比較表 [1部 押印]
- ・ 売上高比較表の根拠となる書類等の写し [1部]
 - 試算表、売上台帳、総勘定元帳など
- ・ 指定業種と判断できる資料の写し [1部]
 - 履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）、確定申告書、許認可証など
- ・ 湖南省内に事業所を有することが確認できる書類 [1部]
 - 他の提出書類で確認できる場合は不要
- ・ 委任状（代理人が申請する場合） [1部]

* 注意点 *

- ・ 当該認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・ 本認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・ 認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。本認定の有効期間内に融資申込を行うことが必要です。
- ・ 認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。